

## 道路の供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

なお、関係図面は告示の日から2週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市西蒲区役所建設課において、一般の縦覧に供する。

平成21年9月9日

新潟市長 篠田 昭

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
一般 国道	460号	新潟市西蒲区赤縮字三助田1037番1地先から 新潟市西蒲区巻字主膳郷屋乙2110番地先まで	平成21年9月9日